

新潟県条例第27号

新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例（昭和59年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目（以下「移動別表号細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目（以下「移動後別表号細目」という。）が存在する場合には当該移動別表号細目を当該移動後別表号細目とし、移動別表号細目に対応する移動後別表号細目が存在しない場合には当該移動別表号細目を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 興行場の構造設備の基準 ア～オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p> <p>ス (略)</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準 ア～キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 興行場の構造設備の基準 ア～オ (略)</p> <p><u>カ 各階ごとに、入場者が利用しやすい場所に、当該階の観覧室の延床面積の30分の1以上の広さの喫煙所を設け、その床面は、不燃材料又は難燃性材料で築造する等の不燃措置を講ずること。</u></p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p> <p>ス (略)</p> <p>セ (略)</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準 ア～キ (略)</p> <p><u>ク 入場者の衛生を保持するため喫煙室以外での喫煙を禁止し、その旨を入場者が見やすい場所に表示すること。</u></p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。